

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

◎ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定一般廃棄物）</p> <p>第二十八条 法第二十三条第一項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ 福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたもの（ばいじんを除く。）</p> <p>ロ 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたばいじん</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（特定一般廃棄物）</p> <p>第二十八条 法第二十三条第一項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）</p> <p>イ 福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの</p> <p>ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん</p> <p>三〇五 （略）</p>

(特定産業廃棄物)

第三十条 法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 (略)

(削る)

二 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限り、ロに掲げるものを除く。）

ロ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備（流動床式焼却設備を除く。）を用いて焼却したもの（ばいじんに限る。）に限る。）

(削る)

(特定産業廃棄物)

第三十条 法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 (略)

二 水道施設から生じた第七条に規定する廃棄物（次に掲げるものに限る。）

イ・ロ (略)

三 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限り、ロに掲げるものを除く。）

ロ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る焼却設備（流動床式焼却設備を除く。）を用いて焼却したもの（ばいじんに限る。）に限り、イに掲げるものを除く。）

ハ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る

(削る)

三| 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたもの（ばいじんを除く。）

ロ 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設（環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けたものを除く。）から生じたばいじん

四・五| (略)

終末処理場から生じた汚泥等の堆積物（当該終末処理場に係る脱水設備を用いて脱水したものに限り、イに掲げるものを除く。）

四| 福島県又は栃木県に所在する工業用水道施設から生じた第十条に規定する廃棄物

五| 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの

ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

六・七| (略)